

ニチモウグループ 人権・労働方針

1. 基本方針

ニチモウグループは、人権の尊重が企業にとって重要な社会的責任であるとの認識に立ち、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすため、安心して働ける人権の遵守と労働者の権利保護および労働環境の整備を徹底します。

また、「国際人権章典」や国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」など、人権に関する国際規範を支持・尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづき、本活動の維持・推進に努めます。

2. 適用範囲

本方針は、ニチモウグループのすべての役員と従業員に適用します。また、取引先等に対しても本方針を周知し、遵守を求めます。

3. 推進体制

ニチモウグループは、経営理念に基づき、人権・労働に関する研修を実施し、全社員に周知徹底を図ります。

また、管理部門担当の取締役を本方針の実行責任者とし、人権を尊重した事業活動を推進します。"

4. 人権デューデリジェンス

ニチモウグループは、事業活動における人権への負の影響を特定し、その防止および軽減を図ることを目的に、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し継続的に実施します。

5. 救済・是正

ニチモウグループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与が明らかになった場合、適切な手続きを通じて、救済と是正に取り組みます。

各拠点、各国において適用される法令や、人権方針に違反する

あるいはその疑いを、通報できる窓口を設置します(内部通報制度)。通報した従業員や関係者にいかなる不利益な取り扱いも行いません。

6. ステークホルダーとの対話・協議

ニチモウグループは、関連するステークホルダーとの対話や協議を行い、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めます。

7. 情報開示

ニチモウグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況について、当社ウェブサイト等で情報開示を行います。

8. 教育・研修の実施

ニチモウグループは、本方針が理解され効果的に実施されるよう、全ての役員ならびに従業員に対して必要な教育を行います。

(個別課題への取り組み)

● 児童労働、強制労働、人身取引の禁止

ニチモウグループは、児童労働や強制労働、あらゆる形態の現代奴隷を認めません。

● 差別の禁止

ニチモウグループは、人種、性別、性自認、宗教、身体的特徴、障がい、国籍、価値観などを理由とした一切の差別を行いません。

● ハラスメントの禁止

ニチモウグループは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどのいかなるハラスメントを一切許容しません。

● ダイバーシティ&インクルージョンの実現

ニチモウグループは、多様な人財が個々の属性や価値観の違いを認め、尊重し合う「ダイバーシティ」を推進し、違いを変革の原動力に変える「ダイバーシティ&インクルージョン」を実現していきます。

● 結社の自由及び団体交渉権の尊重

ニチモウグループは、各国で適用される法律、規則にもとづき、団体交渉に参加する権利ならびに結社の自由を尊重します。

● 労働安全衛生

ニチモウグループは、各国で適用される法律、規則にもとづき、従業員が健やかに過ごせるための健康維持・増進を支援し、心身共に安心して就業できる働きやすい職場環境づくりを目指します。

以上

ニチモウグループ 環境方針

1. 基本方針

ニチモウグループは「浜から食卓までを網羅し繋ぐ」企業集団として、顧客のニーズに対応したきめ細かな営業活動に努め、安心・安全で環境に配慮した製品を提供し、持続可能な社会の実現に取り組みます。

また、地球環境問題を経営の最重要課題のひとつとして捉え、統合マネジメントシステム(ISO9001+14001)を活用して、本方針の維持・推進に努めます。

2. 適用範囲

本方針は、ニチモウグループのすべての役員と従業員に適用します。また、取引先等に対しても本方針を周知し、遵守を求めます。

3. 推進体制

ニチモウグループは、経営理念に基づき、環境マネジメントを基礎とした「統合マニュアル(ISO9001+14001)」を定め、全社員に周知徹底を図ります。

また、代表取締役社長を委員長とした「サステナビリティ委員会」を設置し、環境に配慮した事業活動を推進します。

4. 環境法規制等の遵守

「環境と開発に関するリオ宣言」「国連気候変動枠組条約」「国連生物多様性条約」などを理解し、事業展開している国と地域の法規制及びその他当社の合意した事項を遵守します。

5. 水および水産資源の保全と資源循環の推進

サプライチェーン上の資源（特に水および水産資源）の持続可能な利用および資源の使用量削減、廃棄物排出量の削減・リサイクルを推進し、循環型社会の実現を目指します。

6. 気候変動への対応

2050年までにカーボンニュートラルを目指して、温室効果ガスの排出を削減し、エネルギーの効率的で持続可能な使用を促進するとともに、気候変動の緩和、適応に貢献する商品およびサービス等の開発・提供に努めます。

7. 環境汚染の防止

化学物質・油等による環境汚染の未然防止とその影響の軽減、大気汚染物質の排出削減、有害廃棄物・排水の排出削減・適正処理に努めます。

8. 生物多様性の保全

持続的に資源を利用できるよう、生物多様性がもたらす恩恵を認識し、負の環境影響を最小化し、その保全に貢献します。

9. 次世代への人材育成

教育や啓発活動を通じて一人ひとりが意識を高め持続可能な社会を実現すべく、漁業・水産業を主たる事業領域として新しい価値を創造できる人材を育成します。

10. 情報の開示とコミュニケーションの推進

ステークホルダーとの相互関係を深めます。その一例として、環境に関する積極的な情報開示に努め、社会とのコミュニケーションを推進することで、社会的責任の実行と企業価値の向上に努めます。

11. 意識を醸成し、継続的な改善へ

役員ならびに従業員は、品質・環境における統合方針の精神と目的を理解し、統合マニュアルの規定に忠実に従うとともに、経営理念や各方針および統合目標を達成するために継続的な改善を実践します。

以上

ニチモウグループ 腐敗防止方針

1. 基本方針

ニチモウグループは、企業の社会的使命を果たすため、「ニチモウグループ企業行動憲章」に定められた事項をはじめとする企業倫理・社会規範を徹底し、かつコンプライアンス体制を強化することで、公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

また、国連腐敗防止条約を理解し贈収賄・利益相反・横領・利益供与の強要・不正入札等・自己または第三者の職務上の権力や地位を濫用するなど、いわゆる腐敗行為の一切を禁止するとともに、取引先等に対しても腐敗行為を認めません。

腐敗防止活動をグループ経営の重要なリスク対策の一つとして位置づけ、本方針の維持・推進に努めます。

2. 適用範囲

本方針は、ニチモウグループのすべての役員と従業員に適用します。また、取引先等に対しても本方針を周知し、遵守を求めます。

3. 推進体制

ニチモウグループは、経営理念に基づき、法令遵守を基礎とした「コンプライアンス規程」および「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、全社員に周知徹底を図ります。

また、代表取締役社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、リスクマネジメントに注力します。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決します。

5. 贈収賄の禁止

ニチモウグループは、各国・各地域で適用される贈収賄防止関連法令と社内規程の遵守を徹底し、何人に対しても、費用負担をニチモウグループが行うか個人が行うかにかかわらず、またニチモウグループが直接的または当グループを代理して事業またはその一部を遂行する者が間接的に行うかにかかわらず、いかなる形式の賄賂も受領または提供をしません。

6. 教育・研修の実施

役員ならびに従業員に対して、腐敗行為防止に関する教育および研修を継続的に実施します。

7. 腐敗行為防止体制の構築

相談・通報体制を整備、定期的な監査などを行い、腐敗行為防止体制を構築します。

以上